

令和4年12月23日

異常気象等による特別警報発令時等の対応

1 警報発令時の対応

- (1) 午前6時の時点で、「大雪警報」「暴風警報」「暴風雪警報」が「多摩北部」「多摩西部」「多摩南部」のいずれかの地域に発令されている場合は、自宅で待機してください。
- (2) 午前8時の時点で、警報が解除されていれば4時間目からの授業を行います。
- (3) 午前10時の時点で、警報が解除されていれば6時間目からの授業を行います。
- (4) 午前10時の時点で、警報が解除されていない場合は、終日自宅学習とします。

※ ただし、居住地域に上記判断基準にある警報が出ている場合や登校に危険が予想される場合、交通機関に乱れがある場合は、各自安全に配慮し、可能な範囲で登校してください。遅刻・欠席などの扱いは本人の不利にならないように扱います。学校にメール等で連絡してください。

2 特別警報発令時の対応

多摩地域に特別警報が発令されている場合は、学校は休校となります。

3 交通機関運休時の対応

登校時に、事故や気象状況等により交通機関が運休する場合があります。この時は、運行再開の状況等を踏まえながら安全に配慮して登校してください。交通機関の運休による遅刻・欠席は本人の不利にならないように扱います。学校にメール等で連絡してください。

(注意)

気象条件等により、登校時等の対応を別に指示することもあります。本校 web ページ等を確認してください。